

数の者が、まあまあこういうことでいいかという合意が得られるということを目途にいたしたいと考えておるわけでありませう。

○石井委員 衆議院の定数は正が今回二十名増という事で出されたわけでありまして、私も小委員としていろいろ参画をいたしておりますが、各党の合意が得られ、ほかにも不均衡なところはたくさんあるわけですが、この程度で今回は一応の目安をつけた、こういうふうな了解をいたしておるわけでございます。

過去の経過を振り返ってみますと、昭和三十九年にやはり同じように二十名前後の増員を行ったわけでございます。そしてそれから後約十年経過いたしましたので、ここに新しく改正案を提出されておる。本来から言えば、定数減ということもあつてもいいわけでありませうけれども、これも政党政治でありませうから、いろいろの事情でそれができないという事でありますけれども、そういういたしますと、また後十年ほどの年月がたちますと、それはつきり期限を切るわけでございますが、また不均衡のところがかかり出てくる。そうなる、大体こういうパターンに従つて衆議院は増員されることによつて定数は是正が行われる、こういうふうな考えるべきなのか、それとも過去二回行った改正というのはいやむを得ざる、いたし方のない措置であつて、それが例外的な行為であるというふうにお考えなのか、どちらが通常の政府としての考え方なのか、この点はどういう御見解をお持ちでございますか。

○福田(一)國務大臣 今回の提案はさしあたりの問題として出されたわけでございますが、この定数の問題につきましては、人口を基準にして考えていきますので、ここでどうしても人口が減つた場合とふた場合の両面を考へるのが公平ではなからうかと思つております。しかし、イギリスの例等を見ますと、やはり既得権というものを相当尊重するというような国もございまして、いまま急にこの問題を取り上げていきますと、かえつて混乱を起す可能性がございしますので、さしあたり

はやはり特に目立って人口がふえたところは増員をする、こういう態度で臨んだわけでございます。将来の問題、今後五年、十年後どうするかという事になると、これはやはり各党間でよく話し合ひを願わなければならぬと思つております。そこまで言つていかどうかかわりませんが、こういうふうな人口がふえるので、減つたところはそのままにしてふえるところはどんどんやるということになりますと、果たして議席が議場内で十分確保できるかどうかという問題、物理的な面も一つは考へねばいけぬのではないかと一考がございます。

いづれにいたしましても、これらの問題を十分参考にいたしまして、今後はまた検討を進めてまいります。

○石井委員 大臣としてはその程度しかお答えができませんが、過去二回——二回と申しますと、今回も含めましてやりました改正の措置というものは、どちらかと言つても暫定的なものである、いづれはもう少し議場その他の関係もあり、抜本的な改正ということも考へる時期が来るだろう、今回はとりあへずの措置である、そういうふうな理解をさせていただきますと思つております。

○福田(一)國務大臣 先ほど申し上げたようなわけでございますが、一応暫定的な措置としてこれと申すのであります。

○石井委員 分区の作業の問題が非常に微妙な段階でございますから、私としてはきょうは突っ込んで質問をする気持ちはございませんけれども、今回は第三者機関とかその他を設けずに自治省案によつて、この法律案がまとまる時点に提示をしたい、こういう考え方で作業が十分進んでおるか、どうか、その点だけひとつお伺ひしておきたいと思つております。

○土屋政府委員 分区の問題につきましては、先般小委員会におきましても自治省として試案を検討してみたらどうかということもございましたが、いろいろ検討しておるわけでございますが、

国会審議の日程の関係もございしますので、五月上旬までは自治省としての試案を取りまとめたという事でございまして、お答えをいたさせていただきます。そういうことで、目下それに合うように検討調整中でございます。小委員会への提出をいつするかということになりますと、諸般の情勢を見て適當な時期に提出をいたしたいというふうな考へておる次第でございます。

○石井委員 それでは五月の上旬までということ、きょうはもうこういう日ですから、自治省案としてはまとまつておるが、政治的な配慮を考へて、いつ出すかということ、今後委員会の決定を待ちたい、こういうことで、案はできておる、こういうふうな解釈してよろしうございませうか。

○土屋政府委員 作業は進んでおるわけでございますが、もちろんいま上旬と申しますと、まだ二三日あるわけでございます。若干問題になつているところもございしますので、そういう点について詰めてやつておるわけでございます。十日ころまでというめどで一生懸命作業を進めておるということでございます。

○石井委員 政党中央の金のかからない選挙という事を考へますと、やはりこれは物議を醸す問題でございますけれども、小選挙区制というものが、反対賛成は別にして、最も理論的には正しいものだと思つておるわけでも、これに對して政府の見解がありましたら、ひとつこの際お聞かせいただきたいと思つております。

○福田(一)國務大臣 小選挙区制をやるのが政治と立場から見ますと、私は一番望ましい姿であると考えております。しかし、これについては、まだいろいろ各党間にも異論のあるところもございまして、どう実現するかという方途についてまだはっきりしためどをつけておりませんので、今回はこれを見送らしていただいております。

○石井委員 こういう問題の最後にお伺ひしたいのは、参議院の全国区制でございますけれども、

これは昨年の選挙におきましても一番問題になつたところでありまして、一番金もかかるし、一番浪費の多い、ある意味では問題の多い、一番最初にメスを入れていただきたい制度ではなからうかと思つておるわけでありませうけれども、これは要するに、政党内の意見の一致を見ないという点もわかるわけでありませうが、政府としては、この全国区制に對して、大臣としてはどう御所見をお持ちになつておるのか、ひとつこの際お伺ひしていただきたいと思つております。

○福田(一)國務大臣 私の意見をいうことでございませうが、私は、やはり皆さんの御意見を聞いてやるというのが、これが選挙法についての私のためまなごでございます。個人としての意見はありますが、大臣としてそういうことを発言することは、かえつて問題を混乱に陥れる可能性があると思つております。したがらぬまま、この全国区の問題については、なお研究を続けさせていただきます。

○石井委員 そういう問題も少しやりたいですが、この程度にいたしましてよろしうか。

それでは次に、今度の公選法の条文について多少細かい点をお伺ひしていきたく思つておるわけですが、まず選挙の公営の拡大というものが、ゆる項目でここに相当含まれておるということと考へます。これらを確実に履行していくということと考へますと、一番やはり必要なことは選挙管理能力というものを相当強化しなければいけないではないかと思つておるわけですが、この充実という点に對して何か具体的なことを考へておられるかどうか、この点はいかがでございますか。

○土屋政府委員 ただいまお話がございまして、また、年々選挙事務というものが複雑になつてまいつておるわけですが、またさらに、今回提出しております政治資金規正法が通過をいたしますれば、それに關連するいろいろな選挙事務というものが複雑になつてくるわけでございますが、私どもとしても

できるだけこれを円滑に処理するために中央地方を通じて機構あるいは機能というものを充実したいということで努力はしたわけでございませぬ。第六次の選挙制度審議会あたりでも、中央地方を通じて機能ないし機構を充実するようにというような意見は出ております。しかし、現実問題といたしましては、実際上のやり方、たとえば地方におきましては選挙のときだけ非常に多くの人手がかかるというようなこともございまして、一挙に人員を増加するというわけにもまいらなかい。そのかわり、逆に機械力を入れるとかどうにかいったようなことも等も考えまして漸次強化を図りたいと考えておるわけでございませぬが、抜本的に、どういふふうな機構等を変えていくかということについては、今後、私どもだけで解決する問題ではございませぬので、いろいろな方面にも相談をして十分検討していきたいというふうな考えでおるわけでございませぬ。

○石井委員 具体的に人員の増員とか予算の増額というふうな措置はない、こういうことですか。

○土屋政府委員 具体的に人員の増加といったようなことは、今後の情勢を見まして、次の国会等でどういふふうにするかということで、今回は予算その他も全部済んでおるわけでございまして、中央では若干の人間が認められましたが、あと地方全体を通じてどうするかということについては、それぞれの地方団体の実情もございませぬので、こちらだけで割り切つて決めていくというわけにもまいりませぬ。なお、将来の問題として、方向としては充実の方向で参りたいというふうな考えでおるわけでございませぬ。

○石井委員 候補者なり公職にある者の寄付の制限ということ、これは政治に金がかかり過ぎるという問題からすれば非常に結構な方向だと思つておる。一般国民の中にはそういうふうなものがある。法律でこれを決めましても、よほど当事者が勇断をもってこれを実行しなければい

かぬということもありませぬし、それから一般国民に對してこれを十分に浸透さすということも非常に重要なことであらうかと思つておる。それから対応策というものを考へておられるのかどうか。法律案自体は非常に結構であつても、それを徹底するのにはやはり長年のいろいろきたりというものがあつては、私に指摘しておる点も非常に問題だと思つておる。これは具体的に何か対応策を持つておられるのかどうか、お伺いしておきたいと思つておる。

○土屋政府委員 具体的な対応策ということになりますと、法律上どういった禁止規定がございませぬかと、それに対する取り締まりその他ということになつてくるわけでございませぬけれども、それよりもやはり基本的には、そういう寄付等が余りにも無制限に行われるといつたようなことで、選挙の浄化という点からどうかという点もございませぬ。そういうことで法律で決めてみんがなげ守つていこうかという道法精神というものなげばうまいかというものが基本であらうかというふうな考えでおるわけでございませぬ。

そういう意味では、御承知のように現在でも、たとえば明の選挙推進協議会といったような団体の方々を通じて、われわれもまたいろいろとその啓発を進めておるわけでございませぬが、今回こういった法律が、通過いたしまして成立いたしますれば、十分これをPRし、また当然のこととして取り締まりの方でもそれは注意をされるということにならうかと存じます。いろいろな方法を通じて、そして結果的には政治家なりあるいは国民の自らがこの法の趣旨に従つて行動していくということも基本ではなからうかというふうな感じでおる次第でございませぬ。

○石井委員 ただいまの寄付行為の禁止というのは、現在公職にある者には当てはまるけれども、いわゆる立候補を予定しておる新人というものは適用されないのではないか、ということになり

ますと、これは非常に片手落ちになるのではないかと、この点はどうお考えですか。

○土屋政府委員 寄付の禁止は現職にあられる方はもちろん、公職の候補者等についても当然当てはまるわけでございませぬ。事前にいろいろと、何と申しますか選挙の準備等の意味を含めて寄付を頻繁にされるといつたようなことがあつては、これは困るわけでありませぬから、法文におきましても、「公職の候補者とならうとする者」等も禁止をするということになつておるわけでございませぬ。

この「公職の候補者とならうとする者」というのは、必ずしも立候補をする意思を表明している者だけではないで、本人の行動等から見まして、客観的に立候補の意思を有しておると認められる者も該当するわけでございませぬ。寄付の制限を受けるということになるわけでございませぬ。

それで、いつから立候補と見なされるのだというところで、少しあいまいではないかという御疑問もあらうかと思つておるが、実際には何もやらなければこれはわからないわけでございませぬが、現実に頻繁に寄付をされるかといつたような客観的な行動が出てくれば、そのときから實際上立候補をするものとして「公職の候補者とならうとする者」であるという点で規制を受ける、取り締まりは受けるということもございませぬから、その間には何ら差異はないというふうなことは考へておるわけでございませぬ。

○石井委員 その期間の問題で、たとえば参議院の場合には何年が経過した時点から以降とか、あるいは衆議院の場合には二年経過した以降とか、こういう条文は全部外されたわけですか。その理由はどういうわけですか。

○土屋政府委員 政府としてそういう案があつたわけではございませぬが、私も聞いておるところでは、いわゆる三木試案といつたものが出された段階で、一定の時期から選挙の期日の一定の期間、たとえば衆議院の場合は任期の満了前二年

あるいは参議院の場合は任期の満了前一年、そういうあたりからそういう制限をするといつたような考え方もあつたようでございませぬ。

しかしながら、そういうことになりませぬと、その時期から、その前はそれじやないのか、その前にも立候補の意思を持っていろいろ活動して、もそれはいいのかとなりませぬと、現職の方は全部だめであるのに、そこらには問題があるということにも相なりませぬ。そしてまた、その禁止されてる期間以内になりませぬと、立候補の意思がはっきりしていない限り、それは取り締まるということもできないわけではございませぬから禁止もできない。結局は現職以外の方は、現実に活動をされて立候補すると申しますか、公職の候補者とならうとする態様が出てきて初めてそこで取り締まるということになるわけでございませぬから、一応全般的にそういう禁止規定をかけておくということが適當ではあるまいかというふうな判断をいたしまして、こういう法文案にしたわけでございませぬ。

○石井委員 次に、実費弁償と報酬の基準単価を引き上げる、それは政令で決めるのかというふうな書いてありますが、この点は昨今の物価の動向その他も考へまして、自治省、政府当局としてはどの程度の単価を引き上げることを想定されておるのか。

○土屋政府委員 実費弁償等の額につきましては、昨年の通常国会で改正案をお願いいたしました。その際にかかりな額を引き上げたわけでございませぬ。しかしながら、その後もいろいろと物価の上昇等の状況もございませぬので、今回それを引き上げたいということでございませぬ。かたがた、法律で一々これを規定しておるいまのやり方でございませぬと、状況に応じて適時にこれを変えたいということも非常にできにくいので、政令で決めさせていただくということにさせていたたくというようにしてございませぬ。そしてその額はおおむね全般的に見まして三割ないし四割程度というふうな考へておるわけでございませぬ。具体的には政令で規定をいたしたいと考へてございませぬ。

○石井委員 同じ費用の問題で、選挙運動費用の支出制限額の引き上げ、この問題についてもどの程度のアップを考へておられるのか。

○土屋政府委員 法定費用の引き上げにつきましても、基礎となりまは、ただいま申し上げましたような実質弁償、宿泊費とかあるいは人夫費とか、そういったものが基礎になってまいりまして、そしてまた事務所費その他いろいろな問題について値上がりがございますので、そういうものを考へていきますと、おおむね全般的には支出制限額は現行の三割ないし四割程度になるといふふうに考へられておるわけでございます。

○石井委員 次に、問題になっております機関紙の多量の配布、一説にはビラ公害などといわれておる問題でございませうけれども、今回の規制措置というものが特に織り込まれております。われわれとしては、これは非常に当然のことだといふふうに考へておるわけでございますが、それはそれとして、今回のこの規制がなくても、いわゆる選挙時に特定の候補者の写真や名前が大きく入ったものが不特定多数の人々に無償で通常の方法を逸脱して配布されるものは、従来、改正がなくても、既存の法律ですでにこれは違反になり、規制されるべきものではないかというふうな解釈するのですが、この点はどう考へておるわけでございませうか。また、それでは規制できないから今回このような改正案を新たにづくってこられたのか。この現存の法律と改正案との関係についてひとつ御説明いただきたいと思ひます。

○土屋政府委員 御承知のように、選挙時になりますと、確認団体の機関紙では選挙に関する報道、評論の自由というものが認められておるわけでございませう。そういったことで、選挙に関する報道、評論がなされるわけでございませうけれども、現実の状況を見ますと、特定の候補者の写真とか氏名というものを大きく掲載をする、そしてまた投票依頼にわたる文言も記載をされておるといったようなことで、選挙運動文書と変わらぬようなものがある。そういった意味で、従来からいろいろ

な訴訟形態でも問題が、その判定というものは非常にむずかしいところでございませうけれども、選挙運動文書違反であるとかというふうなこともございませう、非常に内容的に問題があるという点もございませう。

それ以外に、そういった報道、評論を載せた機関紙というものは、本部が発行するものを通常の方法で頒布するということでもございまして、やはり通常の方法でやる以上、そういったものは一般的な意味では有償といたしたようなものが基本になっておると考へざるを得ないと思ひます。したがって、たとえばPR等をするために時たま無償のものもあるということはございませうけれども、本質的にも無償で全部無差別に配布をするといったようなことが通常の配布であるかどうかという点になりませう、従来から問題があつたわけでもございませう。

（委員長退席、小山（省）委員長代理着席）
そういったことで、いろいろ議論はされておつたわけでもございませうけれども、最近の選挙の実情はますますそれがエスカレートしてきておるといふようなことから、いろいろと批判もございませう。そういったことで今回の改正案をつくつたという次第でございませう。

○石井委員 ちょっとはつきりしない面がありませうが、要するに、従来規定では解釈の問題その他においてどうしても徹底しないので、これをさらに強化した、こういうふうな理解をして、次へ進ましていただきたいと思ひます。

いずれにしても、金のかからぬ選挙ということを目指しておるわけですから、向こうがやればこつちもやるというふうな行為に相なるわけで、この問題は当然あるべきだといふふうな私には考へておるわけですが、その問題は野党の皆さんがどんどんやられると思ひますから、私はこの程度にいたしまして、いま政府委員から御答弁になりました、選挙のためのビラあるいは新聞、そういうふうなものに対しては、公正を期すためにこれを規制したい、こういうことであらう

うかと思つておりますが、現行の法律の百四十八条に新聞紙、雑誌の報道及び評論等の自由という項目があり、ここに一、二、その中でイ、ロ、ハに規定されておられます問題は、結局そのときに急に紙をつくらなければならないというときにそれを制限するために、選挙の告示一年前から毎月三回以上発行されておる新聞で第三種郵便物の認可をとつたもの以外の新聞は選挙に関する評論をなすにはできない、こういう枠をはめておるわけですね。

これは一般的にこうあるべきだと思つておるわけでも、たとえば一般の商業紙等で、有償で購読されておるといふふうなもので、選挙の時期になりますと、当然公正な選挙報道、政治記事を載せなければいけない。ところが、いま申しました百四十八条に抵触するといふことでこれができないといふことになってくれば、これはこの立法の趣旨が少し間違つた、ゆがんだことになってくるという一面がありはしないだろうか。ちよつとはずれた議論かも知れませんが、こういうことによつて、正当な、公正な商業紙といふふうなものが規制されるということになりはしないか、これは立法の趣旨に反しないかという問題があるのではないかと思つておるのですが、この点はいかがですか。

○土屋政府委員 ただいまお示しの百四十八条の規定というものは、社会の公器としての新聞の選挙に関する報道、評論の自由が保障されておるといふことを明らかにしておる反面、選挙の公正を確保する見地から、選挙期間中選挙に関する報道、評論の掲載ができる新聞紙といふのは、一定の条件を具備するものに限るといふことになされておるわけでございませう。

その趣旨は、いまお触れになりましたように、一つには選挙目当てのまぎらわしいものが急に出てきていろいろとやるといふことになると、選挙の公正を害するといふこともあるので、やはり具体的客観的な資格、条件といふものを定めておいて、それに該当するものでなければならぬといふことを決めたわけでもございませう。

そこで、いまお話のように、それではいま有償で配つておる一般の商業紙という表現でございませうけれども、そういったものもその中でないものといふのは一体どういふふうなことでございませうかといふことになるわけでございませうが、やはり選挙に関する報道、評論ができるといふたぐいのものは、客観的に一定の資格、条件といふものがなければならぬといふ考へ方に立ちますと、いろいろな新聞をすべてそういった基準に当てて考へざるを得ないといふことにならうかと思つてございませう。第三項は、まさにその意味で具体的な条件を定めておるわけでございまして、第三項の規制といふのは、したがって一切の新聞紙が対象となるものでございまして、いわゆる選挙目当ての新聞紙はもとより、一般の新聞紙も含まれるものであるといふふうに考へるわけでございませう。

そこで、新聞といつても多種多様でございませうから、常識的に言われておるまじい、いわゆる一般紙といふのは、選挙目当ての新聞紙とは異なる扱いをしたらどうかといふような御趣旨だつたようにお聞きしたわけでございませうが、そういうものは一年というふうな期間が要らないかといふことといつたようなことも考へられないかといふことでもございませう。御意見の趣旨は十分理解できるものでございませうけれども、選挙目当ての新聞紙と、あるいはそうでないもの、いわゆるりっぱな一般紙といふものをどういふ基準で区別をするのか、また、それがどういふものであるかといふ判定を下すのか、そこが非常に実際的にも、あるいはまた制度としてもむずかしい点を含んでおるわけでございまして、せつかつく御指摘でございませうが、いろいろ検討はしてまいりますけれども、いま申しました意味で、なかなか困難な問題があるといふ点もお含みをいたしたい。やはり選挙に関する報道、評論ができるという以上は、客観的に何か資格、要件といふものがなければならぬのではないかと、法律の現行のたてまえで

ございますから、ただいまのお話については、簡単にいっても割り切れない問題が残るのではなからうかという気がいたしておるわけでございませぬ。

○石井委員 いまの御答弁は全く納得できないような気がするのです。一般的に区別ができませんと言いますが、常識的に考えたって当然区別のできる問題ですよ。片一方はある政党なり思想なり、何らかの根拠を持って特定のものを売り出そうとする新聞である。それに対しては、選挙目当ての問題であるから、特定の期間を設けたり何かをして規制をしよう。片一方の方はそういうことではなく、中立的な立場に立つて通常の方法でこれを購読してもらって、無料で配布をしていないのです。はっきり区別が出るわけですから、その辺の区別が出ぬという考えの方がおかしい。それはいかにも何か官僚的な逃げ答弁みたいだ。それよりも、そういう問題は確かに問題があるから今後考えなければいかぬという答弁であれば、論議として理解できるけれども、どちらか区別できぬと言っているのは、常識的に考えて区別できるのじやないですか、いかがですか。

○土屋政府委員 確かに私も常識的に考えまして、一般的に申しますと、非常に特定なまじらわしい一定の目的を持ったその場限りの新聞というものと、それからいまおっしゃいましたようないわゆる一般のりっぱな新聞というのは、これは常識的にはわかるといえます。客観的にもまあまあそういうこと、一般にもわかるといふのでございませぬけれども、しかしそれをどういふふうな基準で分けるのかということになります。問題がいろいろある。新聞と申ししても、本当に雑多な、多種多様なものがあるわけでございますから、そこをどういふふうに分けるかということになります。法律上はなかなかむずかしい問題をばらんでおるといふことでございまして、その点は十分私どもとしても今後のあり方としてどうあるべきかということについては検討をいたします。ただ、にわかのお尋ねでございませぬので、

すぐこういう基準でこういけるといふのは、法律上なかなか十分検討しなければならぬ問題が多いだろうという意味で申し上げたわけでございませぬ。

○石井委員 大臣に一言この問題について御見解をただして次へいきたいと思ひますが、要するにこの既存の百四十八条というのは、選挙目当ての新聞を規制するために立法の趣旨があるわけですね。ところが、この一項だけはそうでない新聞まで含まれてくる、そういう問題があるわけで、これは立法の趣旨と非常に違つてきておる一面があるかと思ふので、今後こういう例は余りないと思ひますけれども、やはりこういうことは改正していくべき一つの問題だ、常識的に考えて私はそういうふうな感じのわけでございませぬが、大臣の御所見はいかがですか。

○福田(一)國務大臣 ただいま事務当局からも説明をいたしておりますが、何らかの区別を設けなければならぬということ、これは当然だと思ふのでありますが、しかし、これは一般的に認められておつて、常識的に規制をする必要がないといふようなものまで、この百四十八条によつて規制しておるといふことになれば、これはわれわれとしても考えてみなければならぬかと思つておるわけでありませぬ。

○石井委員 そうすると、要するにこの条文の本来の趣旨は選挙規制である、それに入るようなものも将来起り得た場合には、これはやはりこの法律の趣旨に反するものである、こういうお考えでございませぬ、いまの御答弁は。

○福田(一)國務大臣 いや、選挙の規制という形も必要であるということをおし上げておるわけでありませぬ。

○石井委員 それでは、この点は私の主張としては、やはりこの条文というのは評論なり報道の自由を守る、そういう趣旨によつてきておるものでありませぬから、この点今後検討を要する事項であるといふふうな考えますので、御指摘を申し上げ

げて次に移りたいと思ひます。

今度、連座制が新しくこへ含まれてきておるわけでありませぬけれども、連座制を改めた理由はどうかということ、それから近代法の原則によると、他人のやつたことによつて罪に服するといふのは適当でないという法理論もありませんけれども、この点について、この連座制についてどういふお考えなのか、ひとつ伺つておきたいと思ひます。

○土屋政府委員 御承知のように、現行の連座制は、総括主宰者とか出納責任者等が買取等の罪を犯して刑に処せられた場合に、その当選を無効と認める検察官が、検察官の方から当選無効訴訟を起し、その当選無効訴訟の結果をまつて初めて当選が無効となるといったような仕組みになっておるわけでございませぬ。そういう意味では、過去選挙の公正を推進する見地から何度か改正をされて拡充が図られてきたわけでございませぬ。しかしながら、これらの訴訟手続には実際上は相当な手続を要しておるわけでございませぬ。連座制の実効性を確保する上においていろいろ問題がございませぬので、今度総括主宰者あるいは出納責任者あるいは地域主宰者等に係る連座事件につきましては、検察官の提起による訴訟を要しないといふことにいたしまして、当選人から、これらの者が総括主宰者等であるという認定について不服があるという場合に限りまして、訴えを提起し得るという仕組みに改めたわけでございませぬ。そういう形で連座制の強化と訴訟の促進を図らうといふことになつたわけでございませぬ。

それが一つの趣旨でございませぬが、一方、いまのお話のように、連座制というのは本来本人が犯した罪ではない、そのために当選人が当選を失うといふことで近代法の原則に反するのではないかと申したようなお話があつたわけでございませぬが、ただ、この連座制そのものは、総括主宰者等が、候補者と一体的な関係にある者が買取等の悪質な選挙犯罪を犯した場合に、その犯罪は当選人の当選に相当の影響を与えておるものと推測さ

れるわけでございませぬ。したがつて、その得票というものが選挙人の自由に表示された意思によるものとは言いがたいということがございませぬので、選挙の公正を確保する見地から設けられておる制度であると思つてございませぬ。したがつて、その効果というものは、当選人の当選を無効ならしめるということにとどまるわけでございませぬ。それ以上一般の人に比して特別に不利益を与えるものではない、まして刑罰を科するものではないと思つてございませぬ。近代法の原則に反するものとは考えていないわけでございませぬ。

連座制については、もう少し強化をしたらと申したような意見もございませぬし、いろいろな考へ方があるかと思ひますけれども、ただいまおっしゃいましたような近代法の原則等も考へながら、なおかつ現行の制度を一步前進させるということが必要であるといふことで今回の改正案のような形にいたした次第でございませぬ。

○石井委員 あと二、三点この公選法でお伺ひをいたします。
シンボルカラーの規制やらのほりその他の規制、こういうのも、ピラに対する規制をされるのなら、同時にこういう氣勢を張る行為についても何らかの措置が行われてもよかつたのではないかと考へるのですが、こういう点は検討されたのか、またこれが含まれなかつたのはどういふことか、お伺ひをしたいと思います。

○土屋政府委員 最近の選挙の実態というのは、いろいろと変化をいたしておりませぬ。数年前まではいわゆるシンボルマークというものも禁止されていなくなつたわけでございませぬけれども、たとえばシンボルマークといったようなものもいろいろと使われ始めて、それが選挙に利用されるということ、シンボルマークについても規制を設けると申したようなことになつたわけでございませぬ。そういう意味で、シンボルカラーといふものがあつちこつちはらんしておる、あるいはシンボルカラーを打ち出したのほりとかそういうこともあつちこつちはらんしておるといふ事実は私どもも承知し

ておるわけでございます。しからばそういうものが一体どの程度選挙に影響があるのかというふうなことになるかと、いろいろと議論の存するところでございます。ただ選挙運動等についてある程度公正を確保する見地からいろいろな規制を設けておるといふ点に照らしてみますれば、余りにもそういういたたぐいのものはらんをするということ、あるいは選挙に好ましくならざる影響を及ぼすのではないかと御意見もあろうかと思ひます。そういったことで私も議論は一応はしたわけでございますけれども、いま直ちにそれではどういふ形でそれが違反ということになるし、どういふことで取り締まりをしなければならぬのか、いろいろと問題が出てまいります。結論的なものは出ませんでしたので、今後またどういった形でそういうものが行われるか、実態を見ながらなお問題があればあるいはまた議論するということとはあり得るといふように考えます。そういったことで今回は改正法には載していないわけでございます。

○石井委員 そうすると、この問題は今後の検討の一つの項目だということに理解をいたします。

さつき個人が寄付をする行為のところ、一つ聞き漏らした問題がありますが、それはたとえ代理人の名義で、あるいはもつと名義人の名義で寄付行為を行うというふうなことは当然あり得ると思ふのであります。たとえば公職にある人はできないけれども、その人の奥さんが寄付行為をほとんどと行うとか、あるいは何らかの会社なり企業なり法人というふうなものができておつてその名義によつてとんとんと行う。これも言うなれば当然同じように取り上げられるわけであつて、何か法から抜けてしまつたという一面があるのではないかと思ふのでありますが、この点についての配慮をしたことがありますか、いかがですか。

○土屋政府委員 本人以外に、お示しのございました候補者の夫人の名前であるとか、あるいはその関係の会社、あるいは後援団体、そういったもの等の名義による寄付というものは一体どうなる

のだろうか、そういうかっこうでやればとんとん底が抜けていくのじやないかという御質問でございますが、一つは今回の改正によりまして候補者はその選挙区内にある者に対して特定の場を除外していかなる名義をもつてするを問はず寄付を禁止されておるといふことでございますが、そのほかに、これらの者の関係会社等は候補者等の氏名を表示して寄付をすることが禁止されておるといふことが一つあるわけであります。また、こういった候補者等の氏名を冠した団体が選挙に關してする寄付というものは禁止されておる。そしてまた、後援団体が一定期間内にする寄付についても、これも現行法上明文をもって禁止されておるといふことで幾重にも厳しいことになっておるわけでございます。

したがしまして、たとえば後援団体について申しますれば、いかなる名義をもつてするを問はず一定期間内、たとえばその任期満了の前九十日以内というものは、これは絶対にいかなる名義をもつても寄付ができないということでございます。また、またそれ以外の時期におきましても、当該後援団体の名称が候補者等の氏名あるいはそれが類推されるようなものであれば、百九十九条の四の規制を受けまして、選挙に關して寄付はできない、こういうことになっておるわけでございます。

また、例示をされました候補者夫人等の名義による寄付でございますが、それは一応候補者夫人という形、その人の名義で寄付をされます限り一般的には問題がないというふうな言わざるを得ないと思ふのでございます。ただ、そうでございますけれども、候補者等が選挙に關しまして本人の名義外の名義を用いた寄付あるいは匿名の寄付をするということは従来から禁止をされておるわけでございますから、一応奥さんの名前を出したと言われましても、それが実態によりまして現実は候補者のかわりにやつておるのだ、そういう実態が明らかになりますと、候補者等のする寄付として、ただいま申し上げましたような規制を受け

るといふこともあり得るわけでございます。脱法的な意味でやるということはいろいろな面からチェックができるものというふうには私もは考えておるわけでございます。

○石井委員 一番最後のところの法解釈が非常に問題だと思ふのであります。再度確認だけしておきたいと思ひますが、それじや公示九十日以前にだれだれ後援会、福田一後援会という名前における寄付行為は合法なのかどうか。

第二に、奥さんなり子供なりあるいはそれに關連した兄弟なりの名義でする行為というものに対しては、何条の何項によつて規制できるのか。この点はいかがですか。

○土屋政府委員 たとえばその九十日以内という期間以外の場合でも、百九十九条の四の規定がございまして、後援団体の名称そのものが、候補者等の氏名あるいはこれが類推されるもの、いまおっしゃいましたような形のものでございますれば、選挙に關して寄付をしてはならないということにされておるわけでございます。

それから候補者夫人のほかに、たとえば秘書の名前とか、いろいろおっしゃいましたが、それもその人個人が実質的にも名義の上からもやられる場合もございましょう。ございましょうけれども、本質的には候補者自身がやるということになりますと、二百一条で「本人の名義以外の名義を用いた寄附及び匿名の寄附をしてはならない」ということでございまして、實際上その候補者がやつておるのに他人の名義でやつたり、匿名で——匿名といふことはいまの場合関係ございませぬが、本人以外の名義を用いた場合は規定違反ということになるわけでございますから、そういう面を取り締まりができるわけでございます。

○石井委員 それでは公職選挙法の問題はこの程度で終えまして、政治資金規正法の一部を改正する法律案についてほんの数点だけお伺いをして、同僚議員に譲りたいと思ひます。

まず、この政治資金規正法におきまして、会社や法人、団体の規模によつて制限枠を設けられた。

これはわかるような気がするのですが、政府はこれに對してどういふお考えだったのか、御答弁をいただきたいと思ひます。

○土屋政府委員 ある団体の寄付の能力といひますか、今回の政治資金規正法の改正の場合は相当性という原則を一つ考えておるわけでございまして、その能力に應じた寄付を考へるといふことでございまして。したがしまして、きわめて大きいところも小さいところも同じいわけにはまいりません。やはりその能力に應じたものを段階的に考へて制限の枠を決めたいのではないかとこのことでございまして。そういった意味で、どの程度の段階にすればいいかということが一つの問題ではございまして、従来からの政府案の考え方から従つて団体ごとに規模に應じて枠を設けたということでございます。

○石井委員 それから、いわゆる税制上の優遇措置というものが講じられるようになっておるわけですから、寄付を受ける側が国会議員、知事、都道府県議員までに限られておるのはどういふ理由なのか。

ここで御指摘を申し上げたいのは、たとえば政令指定都市の市会議員等でありましても、これは自治省でもいろいろな範例があるかと思ひますが、都道府県の県会議員と同等な扱いを受けている面がいろいろな面で非常に多いわけですね。たとえばその待遇におきましても、選挙の告示の期間その他投票日というふうな問題におきましても、そのほかいろいろの問題があります。特に私が指定都市の出身であるから申すわけではございませんけれども、指定都市のほとんどは小さい都道府県より大きいというふうなことであり、財政的にも税制的にも非常に独立した性格を持つておる。そういうことを考へますと、これまでいろいろな形の上でこれらの議員に對してこういう優遇措置なり特別措置を与えておきながら、この法律でこれが含まれておらないというのは非常に片手落ちではないか、こういうふうな考へるわけですが、この点はいかがですか。

○土屋政府委員 今回の改正案におきましては、政治資金の個人拠出を促進するという見地から、個人のする献金で一定の要件に該当するものに限って税制上の優遇措置をとるということにいたしておるわけでございます。優遇措置というのは、要するに所得税法に言う寄付金控除の中に入れるということでございますが、この所得税法に言う寄付金控除というのは、国や地方公共団体に対する寄付金、あるいはこれに準ずる程度に公益性の高い事業を行う公益法人その他の団体に対する寄付金で、特に大蔵大臣が指定したものであるものを対象としておるわけでございます。

したがって、今回の場合にどういったものを対象にするかという場合は、政党や政治資金団体に対する寄付については、いま申しましたようなものに匹敵する程度の公益性があるということと、それに準じて取り扱うということができるといたしまして、その他の政治団体に対するものについては、その態様も千差万別でございます。すべての政治団体に対する寄付については、同程度の公益性を認めて同一の取り扱いをするということが果たして適当であるかどうかということ、いろいろと問題があったところでございませう。やはりある程度の公益性が認められるものに限定すべきであろうと思っております。すけれども、先ほど申しました個人献金を促進するという意味合いを考え、そうしてまた現実の政治団体の実情にかんがみまして、かたがた税務当局の処理能力といったことも勘案しながら、国会議員や広域的な政治活動を必要とします都道府県知事、都道府県議会議員に係る政治資金の拠出については、枠を広げてこれを寄付金控除の対象とすることが適当であると判断をいたしましたわけでございます。市町村長あるいは市町村の議員に係るものは除外をした次第でございます。

確かに、いまおっしゃいましたように、指定都市といふのは一応一般の市と同じような市ではございませうけれども、性格上は自治法上大都市の特例といったようなものが認められておりますし、

いろいろな特別な制度もとられております。しかし性格の上は市でございまして、私どもとしては、先ほど申し上げましたような見地から、ある程度枠を広げる、公益性という見地をもう少し広げていくということにいたしましたけれども、やはり広域的な政治活動を必要とする都道府県段階までということが適当ではないかというふうに判断をいたしました次第でございます。

○石井委員 いまの政府委員の答弁は、申しわけないが非常に問題があると思っております。一々議論をしておつてもきりがありませんが、要は大蔵、この指定都市の議員は、たとえば供託金一つとりましても、普通の市と違つ、金額を多く払つていくという面が多いですね。これは選挙制度上、選挙の期間にしても都道府県と同じ時期に行われておる。あらゆる面でそういうふうなものがある。いまの公益性なんという言葉は、公益性はどこにもありません。一般の市にもありますから、それがどういふ意味か、全くわからぬ。

そうなつてくると、たまたまこれが大蔵省との折衝で漏れたのか、あるいは意図的に漏れたのか、わからないが、漏れたのだということであつて、この間も横浜市議会で定員がふえたという話で座席が困るといふふうな報道がありましたけれども、人口がどれだけになつておるか。もう二百万以上超えておる。二百万を超過しておる都道府県がどこにあるか。余りない——それはたくさんあるは幾つあるかというのを考えた場合に、それは百年一昔の都道府県制度というものでなく、こういう面ではもうすでにあらゆる面で、ずっといろいろな形の運用面におけるものがどんどん取り入れられておるわけでありませうから、今回の改正にそれと逆行するようなことはやはり避けていただくべきではなからうか。

この私の主張は何も与党の利害とかなんとかということではなく、野党もすべて含めて当然の主張ではないか。そういう意味では、場合によってはこの政府提案に政令都市といふふうな言葉をもつ

一つこの下に加えていただいても当然順当ではないかと思つておるわけでございませうが、大臣の御意見はいかがでございませう。

○福田(一)國務大臣 まあ物事をどこかで区切りをつけるというときには、その境目になつたところではいつても、四・五と五・五の場合に、四・五を認めたら五・五は認めないといふとき、それは五・四九といふのはどういふわけで認めないのだといふようなことが出てくるわけでありまして、われわれとしてもどこまでこれを制限、適用するかという程度にとどめておいてはいいか、一応今回はこの程度にとどめておいてはいいか、一応今回はこの程度にとどめておいてはいいかと思つておるわけでございませうので、ひとつ御了承を願ひたいと思つておる。

(小山)省委員代理退席、委員長着席
○石井委員 いや、この点はいまの御意見も一つの御意見だと思つておるけれども、余りにも差が四・五でなしに五以上だといふことなんですね。あらゆる面から考えて、法律上からも実質上からも五以上だから、四・四九だとか四・五といふ議論ではないんじやなからうか。ほかにもたくさん例があるのだ、したがつてこの改正案のときに御配慮をいただきたい、こういうことを私強く要望をしておきたいと思つておる。

いろいろ申し上げたいことがございませうが、ちよつと一時間経過いたしましたので、きょうは私はこの程度にさせていただきますと思つておる。

○小澤委員長 小泉純一郎君。

○小泉委員 今回提案された公職選挙法改正案、そしてまた政治資金規正法改正案、これは三木内閣並びに三木首相自身の長年の主張、そして政治姿勢、これを七月の参議院選挙以来急速に高まってきた金権政治に対する批判が直接の刺激剤となつて、今回の改正案が出されたものだと私は解釈しております。そういう観点から、現行法と比べれば、両改正案は百点満点とは言えなくてもかなり前進している、何とか両法案を通すべき

だ、私はその観点から若干質問したいと思つておる。

政治資金の規正法、これはやはり政治資金こそが政治を動かす一番大きな要素だと私は思つておる。そういう面から、その資金を国民の監視のもとに置く、収入、支出、その流れというものを国民の前にさらけ出して、どういふふうな政治が動いていくのかということも国民とともに考えていくという意味において、やはり規制というものは行つていかなければいけない。

今回の改正案について、最後の方に「この法律の施行後五年を経過した場合においては、新法の施行状況を勘案し、政治資金の個人による拠出を一層強化するための方途及び会社、労働組合その他の団体が拠出する政治資金のあり方について、更に検討を加えるものとする。」という項目が入つておる。これは三木首相の言をかりるとすれば、三木首相の意図といふものは、本来政治資金といふものは個人献金によつてすべて賄われるのが理想であるといふふうな三木首相自身唱えられておる。私自身、確かに個人献金で全部賄われれば結構だと思つておる。しかし、だからといって企業の献金は果たして悪かどうか、これも私は議論の余地が十分あると思つておる。

企業の献金といふものは、いま社会通念上でするか、マスコミからあるいは野党の諸君からも企業献金は悪であるといふような一部の宣伝が行われておる。私は必ずしも企業献金のすべてが悪だとは思つていない。望ましい姿といふ個人献金だと思つておる。この五年後において企業献金を加えるものといふのは、やはり企業献金は悪であるといふふうな観点があるかどうか、果たして本当に個人献金だけで全部を求めるといふのが理想であるのかどうか、この点、どういふふうな政府としては思つておるのでしょうか、そこをお聞かせ願ひたいと思つておる。

○福田(一)國務大臣 ただいま御指摘になりましたところは、政府としても一つの大きな課題であると思つておるわけであります。

そこで、ここではつきりどちらが正しいか、いわゆる個人献金オンリーにすべきであるか、あるいはまた企業献金も含めて考へていくべきであるかということになれば、あるいは人によつて意見の相違が起きてくるのもやむを得ないところであろうと思つております。しかし、将来の問題として考へた場合には、できるなら個人献金でやりたいというこの三木総理の考へ方というものが、私は決して間違つたものとは言えないと思つております。同時に、あなたが指摘されたように、企業というものが社会的に占めておる活動の範囲あるいはその責任というものを考へると、企業が献金するからそれは絶対には悪であるというふうには断定できるかどうか、私はこれは問題点があると思つております。

したがつて、これらの問題を含めて、考へ方としては将来は個人の献金ということであるべくしたいけれども、しかしいま言ったような企業献金は必ずしも悪でないという意見もあるものでありますから、それらの問題を含めて、今後五年後までにいろいろ勉強して、そうしてその研究の結果、順次これらも直した方がいいのだという意見になればそれはその方向に行くということであつて、それは今後の研究課題にしたいということが附則につけたところでございまして、いまこゝではつきり割り切つて、これはもう絶対こちらでなければという考へ方に立つておるわけではあります。理想と現実を踏まえて法案を立案いたしました、こういうふうにご理解を願ひたいと思つております。

○小泉委員 自身もできることなら、この個人献金により全部賄えるなら、それが望ましいと思つております。しかしながら行き過ぎがあつた。確かにいままでの企業献金には行き過ぎがあつたと思つております。行き過ぎがあつたからもう企業献金は悪である、これはかえつて逆の方の行き過ぎであると思つております。やはり本来なら、政治資金規正法にしても公職選挙法にしても、私は法律がない方がいいと思つております。なくて公正な選挙が行わ

れる、これがやはり一番いいのでありますけれども、やむを得なく法律をつくらざるを得ない。できることなら法律が少なければ少ないほど、その社会というものはより安定していい社会だと思つて。あんまり法律が多いというのはよくないことだと思つております。

そういう問題から、この政治資金規正法にしても公職選挙法にしてもいろいろ問題点があると思つておりますが、その法律でどうしても規制せざるを得ない、この法律の網の目をくぐるとか、あるいは余りにも社会の常識を逸脱して行き過ぎがある、そこでやむを得なく禁止しなければいけないというのが今回の政治資金規正法であり、また公職選挙法である。本来なら、私は、余りあれをやるな、これをやるなという、そういう余りにも固なり政府が干渉するような法律は望ましくないとこの立場で考へておりますけれども、やはり行き過ぎがあつた、これをどうしようもある程度規制をしなければいけないという、こういう立場から、ある面におきましてかなり厳しい規制が今回盛り込まれておると思つて、そういう点については現在を考へてやむを得ない、またかなり前進したものであるということ、この法案に賛意を表するものであります。

特に、今回のこの政治資金改正案において重要なことは、かなりの節度を設けた。たとえば収支の公開でありますけれども、現行法であつたならば、寄付は公開しなければならぬけれども会費は公表する必要はなかつた。当時、これができたときは会費なんというものは微々たるものであり、政治資金はやはり寄付に多く依存をしてゐた。それで個々の会費を一々公表するのは煩しいというところで、それをどうも会費の収入というものは問題になつたと思つて、ところが、この政治資金規正法ができたときに、会費というものは公表しないということ、本来重点が置かれたところをねらわれて、いわゆる法の網の目です、これをねらふと思つたものは規制されましたけれども、この会費の規制がなかつたために今度は会費が

えつて網の目をくぐるような形になつて、現在では自由民主党にとつてもその収入の九〇％以上は会費収入である。それで、今回も寄付も収支を公開するという立場に立つて、しかも個人献金を奨励するような税制優遇措置もとられてゐる。

そういう観点からすれば、今回の政治資金規正法を通すならば、いままでの政治資金の動き、また政治を動かしてゐる一番大きな要素である資金についても国民に理解されるために一歩前進である。何とか政府はこの政治資金規正改正案についてもう強固な意思を持って通過させるべきだと私は考へております。

それから、公職選挙法改正案でありますけれども、今回、衆議院の定数は正だけでなく、いろいろな改正案が盛り込まれております。この定数は正案というのは、何も参議院選挙が終わつた直後に起つたものではなく、二十年來選挙が行われてきたに一票の価値について多くの論議が戦わされた。もつと早くやつてしまふべきであつたのでありますけれども、この前の参議院選挙が終わつたから、金権選挙批判と同時に、長年の懸案であつた定数は正の問題にも手をつけて、ようやく今回の法案を見るに至つた。私自身、定数を積極的に是正すべきであるという主張をとつた者の一人でありまして、今回の定数は正案についても、先ほど石井議員の質問にもありましたけれども、暫定的なものである、減らすところは減らさないでふやすところはほとんどふやしていく、これまた片方の定数の不均衡をつくり出す、当然だと思つております。ですから、いままで政府は、特に政党本位の選挙制度と定数は正とをできたら一括してやりたいという希望でありました。しかしながら、今回切り離してやるということになつた。私は、一歩でも二歩でも前進するならば、あるものに不備があるから全部できないということですから、そういう姿勢も大事だと思つて、今回の定数は正に關して、将来、歯どめというもの、より定数の不均衡を是正していくという立場において、大枠、根

本方針を政府は持つてそれを積極的に働きかけていく態度がさらに必要だと思つております。特に今回の定数は正においても、過少代表と過剰代表の差はかなり大きいのです。やはり衆議院と参議院、いま日本の政治制度の中で二院制度がある限り、両方それぞれ関連があると思つて、衆議院の場合には、その根本的な基準は人口基準だと私は思つております。そういうことを考へますと、中には衆議院の場合でも地理的とか領土とか、まあ面積も入れると言う方もおられると思つて、しかもやはり衆議院の場合には人口を基準にして、しかも最少の人口と最大の人口の偏差を二対一あるいは一対三、どこまで持つか、この二点を明確にして、五年後、十年後にもこういう改正がなされるならば、今回の定数は正をしても近い将来においてまた新たな不均衡が生まれる。減らす方は非常にむづかしいと思つて、こういう考へ方について政府はどういうふうに思つておられるか、お聞かせ願ひたいと思つております。

○福田(一)國務大臣 全体として定数をどのくらいに人口の面から見てやつていくべきか、そして定数は正の基本観念を人口というところに置いて問題の処理をしていかなければならないという考へだとして理解したのであります。

これにつきましては、人口を主としてとるべきであるという意見が多数ではありますけれども、同時にまた面積というふうなものも考へていくべきではないか、過去の事情も考慮の要素のうちに加えるべきであるという意見も、実は選挙法の審議をいたします審議會等においても出たことがございまして、

今日、私たちがこの法案を出したのは、ただいま冒頭にもお話がありましたけれども、これが絶対のものであるというふうな考へ方に立つておるわけではございません。一応定数の問題につきましても各党の間でお話し合ひがまとまつておる面があるので、これを取り入れて、そうして実行に移すという意味を含めて、今回の法案では定数問題についてはそういう措置をとつておる。しかし、

将来においてこれをどういうふうにしたらいいか
ということは、今後大いに研究をなすべき課題で
あると私は考えております。幾ら選挙民が減つて
も同じような定数をその区から選出すべきである
かどうかという問題も一つの研究課題になるであ
らうと思ふし、またその差がどこまできたらばこ
れは当然やるべきものであるというのも一つの考
え方であらうと思ふのであります。

ただ、私は大きく見てみますと、いままでも高度
成長をいたしますために産業経済構造を変えまし
て、そうして人口の移動の姿が非常に際立ってい
ままでは行われておつたわけでございしますが、こ
れから低成長ということになると、それほど人口
の増減というものが地区によつていまままでのよ
うな率で起こるとは私は考えておらないのでありま
す。しかし、どんな事情によつて人口の差が出て
くるかわかりませんから、いま御指摘のような点
も十分今後政府としては研究をいたしたい、かよ
うに考えておるわけであります。

なお、この両法案につきまして、実は冒頭に申
し上げればよかつたかと思ふのでありますけれど
も、これが完璧であつてもうこれ以上のものはな
いというようなことではございせんけれども、
政治資金規正法のごときはいままでもしばしば阻止
に乗せられておながら実現を見ておらないとい
うことでございします。そこでこれは何としても、
一歩でも二歩でも前進をさせるということが必要
である、私はこういう観点に立つておるわけであ
りまして、ただ国会において論議が行われておつ
たというだけでは少しも前へ進みませんから、十
の目的を達するのにせめて五つでも実現をいた
す、そしてその次にまたこれに追加をしていくと
いうような物の考え方、そういう考え方に立つて
両法案を提出したしておるのであります、いま
定数は正の問題についても御質問がありました
が、私は、そういう意味で一つの前進として考
えていた、しかし、今後またもつと根本的に
研究をもいたしていかねばならぬ、かやう
に存じておるわけであります。

○小泉委員 ただいまの大臣の答弁から判断いた
しますと、定数は正問題と選挙制度の抜本改正は
別に一体として考えないということでは解釈してよ
ろしいですか。

ということは、今回の定数は正、これもたびた
び定数は正問題が起こるたびに、選挙の定数は正
は選挙制度の抜本的改正と一緒にするのだという
ような議論が多く行われましたが、私自身、選挙
の定数は正と選挙制度は別に一体とする必要もな
い、してもいいと思ふけれども、何も切り離せない問
題とは思つていないのです。これは現行の選挙制
度の中で制度をいじつていないのです、不均衡だ
けを直すのであつて、今回の定数は正が終わつて
も、また将来十年たてば当然制度をいじらなくて
も不均衡が必ず出てくると思ふのです。そういう
場合、また選挙制度の改正と絡めてじやないと定
数は正をやらぬのか、あるいははもつと柔軟に、
選挙制度の改革と現行選挙制度の定数は正とは全
く切り離していいのかわか、これはどうでしよ
うか。

○福田(二)國務大臣 私はこの法案の成立をこ
いねがうものでありますけれども、この法案が成立
したから来年改正してはいけないとは私は考へて
おりません。すべてその実情に応じて法律という
ものは改正するなりあるいは廃案にするなり、い
ろんなやり方があると思ふので、実情に合わせる
というところが一番大事、そしてまたみんなの考
え方に沿うように措置をしていくということが大事
だと思ふのでございまして、選挙制度全般につ
いての改正の問題は、これは私は今度の法案の中
には確かに盛り込んでおりません。したがつて、暫
定的なさしあつたりの問題を解決したというだけ
でございすけれども、そういうような根本的な問
題はこれからもひとつ大いに研究を進めさせてい
ただきたいというのがわれわれの考へでございま
す。

○小泉委員 定数は正の問題とは離れまして、よ
く政党本位の選挙制度を考へるとか、あるいは余
り政党化は好ましくないとか、いろいろ政党とい

う言葉が使われます。地方選挙におきましては政
党隠し、政党の名前を表面に出さず知事選挙とか
市長選挙が余り芳しくないということがある。ま
た、ある一面においては政党を育成しなければい
けない、健全な政党として発展させなければなら
ないと言ひながら、同時に参議院なんかの改革を
見ますと、余り政党化は好ましくないという議論
も行われておる。

私はこれはおかしと思ふ。政党の健全な発展
なくしては民主政治の健全なる発展もあり得な
い。政党は本来善であり、公共性を考えるなら一
番公共性の高い存在が私は政党だと思ふ。一方
は政党本位の選挙制度、政党を育てると言ひなが
ら、参議院の改革などを見ても、マスコミ
でも、政党化は余り好ましくない、また知事選挙、
市長選挙においても政党を隠した方がいい。これ
は非常にいろいろと議論の余地がありますけれど
も、やはり本来政党というものは善である。多くの
人々が自分の考へに近い政党に参加して、その政
党を育成することによつて民主政治の健全な発展
もあり得るのだという考へを考へれば、参議院に
しても衆議院にしても、政党を育成するといふよ
うな方向の選挙制度に前向きに取り組んでしやる
べきだ。参議院で政党化が進むといふのをあえて
避ける必要はないと思ふのです。多くの国民が政
党に参加して、政党に理解を持つてもらつた、
これによつてやはりこれからの選挙制度なりある
いは民主政治なりのよりよい方向を求めていかな
ければならぬと思ふのですが、この政党に關して、
大臣はどういうふうに考へておられますか。

○福田(二)國務大臣 私も自由民主党に属して
る一人でございまして、政党政治ということが本
来の議会政治の姿であるべきであるという考へで
ございす。したがつて、参議院の場合にお
いても、これは衆参両院においては政党政治とい
うものを中心とした制度の改革でなければならぬ
といふ考へでございす。これは地方選挙とい
う考へでございす。地方選挙の場合にはいろいろと政党隠し

という考へでございす。地方選挙の場合にはいろいろと政党隠し

という考へでございす。地方選挙の場合にはいろいろと政党隠し

○小泉委員 定数は正問題は、今回の改正だけで
なくて、これからも将来にわたる問題を含んでい
ると思ひます。でも、今度の改正で終
わつたという感じではなく、将来も一票の価値と
いうものが地域によつてはなほだしく不均衡にな
らないような、衆議院の場合においては特に人口
の基準、そして過少代表と過剰代表の偏差をど
こに、何倍ぐらゐに置か、これを考へながらこれ
からも定数の不均衡を改めていくという方法を政
府はぜひ講ずべきだと思ふ。

そして参議院の制度におきまして、いまの定
数は正問題を含めていろいろな議論があると思
ひます。全国区制、あるいは参議院の場合には必ずし
も人口の比例に合わないという選挙制度も考へら
れる。地域、県代表あるいは都代表、府代表、一
県からそれぞれ二名ずつ一律にやるといふ場合も
考へられると思ひます。

そういう問題を含みまして、今回のこの定数は
正問題が一段落——一段落は一段落でありますけ
れども、将来引き続き継続している問題だとい
う考へを持って、これからの政府はより公正な選挙
制度を目ざして努力していただきたい。

それで次の問題に移りますが、今回の公選法改
正案の骨子、主な柱であります。できるだけ公堂
を拡大していく、まあ金のかからない選挙という
ことでありますけれども、今回の改正案で、選挙
運動用自動車無料で使用することができると
なつておりますけれども、大体どのくらいの額を
政府は候補者に与えようと思つておるのですか。

○土屋政府委員 ただいまお話のございました選
挙運動用自動車の使用でございしますが、これにつ

いてはいろいろな態様がございませう。会社によってもいろいろ違うわけですが、私ども、まだ最終的に詰めた額を持っておるわけではございませぬけれども、いろいろと検討いたしました結果、一日借り上げて大体五万円前後ということになるのではないかと。それは政令で最高限度を決めまして、その範囲内で業者に支払いをするというふうな形で考えておるわけでございます。

それから、ポスターにつきましては、これはいろいろ考え方がございませう。たとえば全国区のようには一回で十枚も刷るような場合は、これは単価がぐっと変わってくるわけでございます。そしてまた、衆議院のような小さな選挙区のある場合、これはポスター掲示場があるわけでございますが、一番少ないのは千にも満たない数百ということもあるわけでございます。そうなるとまいりますと非常に単価が高くなっていくわけでございます。

したがって、衆議院の場合、実際にポスター掲示場に張られた、それをもう一回ぐらいいりかえるといったような枚数があるという計算をいたしました場合にどれくらいになるかというの、その単価いかんにかかわるわけでございますが、少数の場合は印刷するの紙代で五十円以上はかかるであろうと考えております。しかし、参議院の十枚の場合は、私も会社で調べてみますと一枚大体三十円ぐらいいで終わりそうな感じがしておるわけでございます。大体そういう感じで、もう少し精査をいたしまして、政令でどの程度のものにするか決めたいというふうにご検討いただいております。

○小泉委員 選挙用のポスターの場合、特に衆議院の場合は公営掲示場に張る以外には実際にはできない。数も非常に少ないですね。そして一枚幾らという場合でも、個人によって、どうしてデザインで、またどういふ形でポスターをつくるかによっても額はすくなく違ってくると思うのです。その場合はやはりどんなポスターをつくっても、どんなにデザインにこつても大体一枚幾らという形で支給するわけですか。

○土屋政府委員 ちよつと漏らしましたが、確かにポスターの場合、紙代のほかにデザイン料というものがございませう。そういったものも私どもとしては一応考えておるわけでございます。しかし、いまのお話のように、きわめて芸術的なりっぱなものをおつくりになって相当な額がかかるという場合とそうでない場合とでは非常に差がございませうが、それを実際にかつたものを全部というわけにまいりませぬので、一応公営で公費で見ます場合には、大体このくらいの水準ということで関係方面を当たりますと、大体一応の額というものは考えておるところでございます。

○小泉委員 大体の基準というものがいろいろあると思うのですけれども、公営掲示板ですから、候補者によつては選挙が始まってから終わるまで一種類のポスターしか使わない候補者もいる。そして候補者によつては五日ごとにあるいは一週間ごとに選挙期間中に二回も三回も四回も変える場合もある。そういうのは別にして、大体のある平均を出して、その基準に合った一部を支給するという考えですか。

○土屋政府委員 そのらの基準を政令で定めることになっておるわけでございますが、たとえば、先ほども申し上げましたが、衆議院の場合は三回も四回も張りかえをなさるといふものまで全部見るわけにはまいりませぬので、大体一回二枚、張りかえ一回というくらいなことを基準に置いておるわけでございます。

それから、先ほどはつきりしていなかったわけでございますが、デザイン料は大体十五万円くらいあればいいのではないかと見方がございませう。そういうものは紙代のほかに別途考えたいというところでございませう。そういったものが候補者と業者の間で契約をされまして、そしてしかるべき書類をもって業者から請求がございませうと、一応政令で決めた額の範囲内であればそれを最高限度としてお支払いをする、こういうことになるというふうにご検討いただいております。

○小泉委員 今回はポスターの作成とか自動車の使用の公営に関しては触れていないが、選挙はがきについては触れていないのです。いま衆議院の場合、選挙はがきが選挙区内で許されているのは二万五千枚でしたか、全選挙区、どんな人口の少ないところでもどんな人口の多いところでも一選挙区二万五千枚。そうしますと、人口の多い、有権者の多い選挙区と少ない選挙区、いま二万五千票で当選できる選挙区は奄美大島を除きましてどこもないと思うのであります。公営の拡大ということを考えれば、しかも今回非常に規則の多い選挙法である。その中で大つぱらにできると言え、文書の場合は選挙はがきというものが非常に大きな位置を占めてくると思うのです。その場合に、もっと二万五千枚だけじゃなくて当選に必要な票、そのくらいの数までふやしてもいいと私は思うのですけれども、その辺どういふふうにご検討いただいておりますか。

○土屋政府委員 いまお話がございましたように、確かに衆議院の選挙の場合には一律に候補者一人について二万五千枚ということでございます。ので、有権者の数の多いところと少ないところでは差を設けてはどうかということ、そういった議論があるということも承知をいたしております。私どもとしても、その点についてはかねがね議論もしておつたわけでございますけれども、全般的にこういふ法律で許されているもの、その他のいろいろなものもあるわけでございますが、そういう全体の中でどういふことかということでもう少し研究しようというところで、実は今回の改正には間に合わなかつたわけでございますけれども、いろいろと実情を研究して、ひとつ今後の問題とさせていただきますというふうにご検討いただいております。

○小泉委員 それと公営の中で、立会演説会というのは、選挙民から見れば、一つの会場に行けば各候補者全部の政見を聞くことができる。各政党、それぞれ各候補者比較検討できるという利点があると思うのであります。ところが最近テレビが非

常に発達してきた、いろいろな情報もたくさん入ってくる。立会演説に行きますと、特定の候補者の演説が終わってしまうとばつと退場してしまつたり、ある特定の候補者が入ってくるのと入つてきたりして、実情は各候補者の政見というものをまじめに、静かにそれぞれ比較検討して聞こうと思つておる聴衆が迷惑する場合がございます。

それで、これからより多くの有権者に対して、いままでの立会演説会本来の趣旨を生かそうと思えば、私はラジオなりテレビなりの利用というものを幅広く活用すべきじゃないか。現在テレビにおきましては五分間以内で政見放送されておりますけれども、これまた一どきに候補者が集まるというわけにはなかなかない。ですから今後の選挙におきまして、これだけテレビが発達しているのですから、本来の立会演説会の趣旨、立法の精神、そういうものを生かすすれば、やはりもっとテレビに対して各候補者がそれぞれの見解を述べたい、あるいは討論する、議論するというような場、機会をもつと積極的に与えるべきじゃないかと思うのですが、今回それが抜けておりますけれども、政府はどういふふうにご検討いただいておりますか。

○土屋政府委員 確かに立会演説会のかわりにテレビという意見はあつたかと思つたのでございませう。現にテレビの政見放送が数年前でございました。従来立会演説会を三分の一に大体減らすというのをいたしたわけでございます。特に最近の立会演説会の状況を見ますと、それはそれなりに意味はあつたかと思つたけれども、これに参加する、いわゆる聴衆の参加する率、それがきわめて少ないわけでございます。前の衆議院選のときには全有権者の一、四％くらい、それから前の参議院のときはわずか〇・四％しか参集してない、そういうふうなこともございませうので、かなりな努力を使つてやるわりにはどうも効果が少ないのではないかと。そういった意見もあるわけでございます。そこで、それをどうするかとい

うことは別といたしまして、それにかわつてもつと候補者の政見というものを国民に知らせるという方法がないかということで、テレビの活用などは一つのりっぱな方法であろうと思つておるわけでございます。

ただ、テレビは御承知のように、特に民間放送の場合は半年ないしは一年契約というものもございいます。そういった時間帯のとり方というのが非常にむずかしい点がございまして、東京あるいは中京あるいは大阪地区、近畿地区、そういったところでは、いわゆる大電力圏ということで、中心部でやったのがその圏域に全部流れるという仕組みになっております。いろいろな技術的な問題もございまして、確かに拡充すること自体に異論を申し上げるわけはございませんが、技術的にどういふふうにやつていったらいいかということにはなお研究を要する問題がたくさんございまして、今後の課題としてひとつ検討させていただきたいと思つております。

○小泉委員 現在でも地方のテレビ局などでは、立会演説会の模様を録画して、それを放映しているところがあります。ところがそういうチャンネルをつけている世帯というのはまだわずかです。やはりNHKなりほかの大きなチャンネルに対して、この立会演説会の模様を録画してこれをいつか放映させるという、こういうことを盛ることはできないですか。

○土屋政府委員 若干の例を最近私も聞いておるわけでございますが、それを全般的に公営としてやるというふうなことになるには、まだなかなか技術的な問題があるかと思つてございまして、確かに大電力の地区では、いわゆるU局あたりを使えばある程度狭い地域にもできるというふうなこともございまして、そういう利用の方法というものは、これは一つの方法だろつと思つております。U局もすいぶんふえてまいつております。しかしながら、それをいま申したように全国的な問題として公営というふうにやつていくとどうかと、かといふことになりまして、いろいろとまた技

術的な問題がございまして、御指摘の点は私どももある程度は承知しておる問題でございまして、今後なお検討させていただきたいというふうにして考えておる次第でございまして。

○小泉委員 公営の拡大というか、有権者に対してそれぞれの政党、候補者の意見というものをよく知つてもらつて、理解してもらつてという面において、いまの状況から考えればテレビが一番です。選挙公報もありませんけれども、それよりも比較にならないほどテレビは活用がよいによつては各有権者に対して非常に理解を深める大きな手段でありますから、このテレビの活用について一段と積極的に取り組んでいただきたい、そういうふうにお願ひしたいと思います。

次に、町では何々後援会連絡所というポスター、看板がいまはらんしてあります。現行法でも選挙期間中には実際の事務所としての、連絡所としての実体がないとやっちゃいけないことになっておりますけれども、取り締まれないですね。どれが本当に後援会の連絡所であるか、事務所であるか、全く実体がないけれども、ただ候補者の名前をよく人に見てもらつて、宣伝してもらつてという目的でそういうふうなたぐいの看板がはらんしてある。これが今回でなくなると、これはいままでもやってあるのも今回の法案が通ると撤去しなければならぬわけですね。そうですか。

○土屋政府委員 お話のような立札、看板等が非常にはらんをいたしておりますので、今回立札、看板等については一定の場合を除いて禁止の規定ができたわけでございますが、この点については、もちろんある時期に候補者となつてくる者等が自分の名を示すためにかけられるものではございません。たとえばこの法律施行前に適法にされておつたというものがございしても、それは撤去命令というものがございしても、今度改正をいたしておるわけでございます。それに従わなければこれは違反だといふことになるわけでございますから、その点は不公平のないように措置をするということに

いたしておるところでございまして。

○小泉委員 今度はああいふ立て看板ができなくなる。撤去しなければいけない。そうしますと、いまポスターでもベニヤ板をつけてありますね。中には厚いボール紙でつくつてあるポスターもありませんね。これまた非常に金がかかる。この法律が通ると、そのようなポスターにベニヤ板を張つたり、しっかりと厚いボール紙でつくつたポスターも外には張れなくなるわけですね。

○土屋政府委員 今回の改正は、先ほども申し上げましたように立札、看板等目に余るもの、金のかかるものを規制しておるわけでございます。一般的の意味では政治活動用のポスターについては規制をしていないわけでございます。しかしながら、ポスターでございまして、その掲示の形態が、ただいまのお話のようにベニヤ板で裏打ちしたものとか、あるいはプラスチック等で裏打ちをしたというふうなことで使用されますものは、その使用の態様からも何ら普通の立札、看板等と変わらないといふことでございます。また、立札及び看板の類と同様に大量に掲示をされて選挙に金もかかるというふうな原因ともなつておりますので、こういった掲示態様によるポスターは、この立札、看板の類といふことで同じように規制をするといふふうにしていただいております。

○小泉委員 そうすると、この法案が通つた後は、もう一切通常の国会報告会とかその他の会合も、びらびらのビラ以外に張つちゃいけないといふことになりましてね。

○土屋政府委員 政治活動用ポスターでございまして、候補者の氏名等が掲示されておりますものは、プラスチック板等で張つたかつかつてはできない。一般のポスターとして壁に張るといったようなことは許されるわけでございますけれども、ベニヤ板、プラスチック板等で特にそれを張るためにこしらえたものに貼付したものは、それはできないといふことでございます。

○小泉委員 金のかからないといふことで今回の

選挙法の一つの柱の中に公職の候補者等の寄付の禁止に関する事項があります。これも従来ならば社会の常識に合致するものは認められていた。選挙に關してはという禁止事項があつたわけでございますけれども、選挙に關するのと実際の政治活動の区別をどこで引くかというのが大変むずかしいと思つております。しかも現状から考えると、社会通念上からも、どこで選挙に關しての政治活動、あるいはどこが実際の特定の友人なり知人か、どこで不特定が非常にむずかしいといふことで、今回は一切選挙に關しても日常の政治活動に対しても寄付はできないことになっております。普通からいくと公序良俗に反するような法律かもしれませんけれども、これはやはりできるだけ政治家に金を使わせない、金がなくても立候補できる、金がなくても政治家になれるのだといふようなそういう風潮を育てる意味においては、いわば画期的法律だと思つております。

特に、いままでだったのならば自分の支持者、よく知つてゐる友人、知人なりの亡くなられた場合などには、弔電だけでなく花輪とか香典も認められていた。しかし今回のこの法律が通りますと、よく知つてゐる友人でも、もちろん単なる支持者でも花輪もできなくなる。しかも香典もだめなわけですね。あるいは病院に見舞いに行こうといふときに、見舞いのお茶菓子も水菓子も、もちろん見舞い金も、よく知つてゐる人でもだめになるわけですね。

○土屋政府委員 いまいろいろお話がございまして、寄付の禁止といふことになりまして、寄付といふのは御承知のとおりでございますが、「金錢、物品その他の財産上の利益の供与又は交付、その供与又は交付の約束で金、會費その他債務の履行としてなされるもの以外のものをいふ」といふことでございますから、いま細かい点までお尋ねいただきましたが、そういうものも概念としては寄付には入るといふことになってくるだらうと思つております。

○土屋政府委員 いまいろいろお話がございまして、寄付の禁止といふことになりまして、寄付といふのは御承知のとおりでございますが、「金錢、物品その他の財産上の利益の供与又は交付、その供与又は交付の約束で金、會費その他債務の履行としてなされるもの以外のものをいふ」といふことでございますから、いま細かい点までお尋ねいただきましたが、そういうものも概念としては寄付には入るといふことになってくるだらうと思つております。

もちろん、考え方としてはいま一定のものは除外してございます。たとえば政治団体等に対するものとか、親族に対してするものとかいうようなものは除外してございますけれども、それ以外のものに、こういうものがないという基準というものはなかなかできにくい。そこで何か一定の考え方を取り入れて区別するといえますと、せっかく寄付を禁止した趣旨というものが今度はなくなってしまう。そこらで非常にむずかしい問題が出てくるわけでございますので、一応全般的に寄付に当たるものはやってはならないということにいたしましたわけでございます。

○小泉委員 常識からすると、いま大体政治家なり普通の人が行っている寄付行為、お見舞いもそうでありまして、亡くなった場合の花輪あるいは結婚式のお祝い金、あるいはアルパムとかを贈る人もいます。それから開店した場合には何かお祝い花を贈る、これも一切だめ。そしてよく知っている人にお歳暮とかお中元というのは、いま日本の社会では贈るのがある程度常識になっていきます。こういうものも公職にある限り一切できなくなるわけですね。

○土屋政府委員 いろいろな形態が考えられますので、これは千差万別でございまして、いろいろな事態に応じて判断せざるを得ないと思っております。たとえばたぐいのものは寄付になるので、選挙区内にある者についてはやれないということにならざるを得ないと思っております。ただ、たとえば結婚式等で祝儀等出すのはどうかというようになこともございまして、その場合も通常そこに出ているものに対応して、大体通常考えられるようなものを出すといたうものであれば、そこを寄付とまで言えない場合もあるかと思っております。ただ、ただ実質以上のものを出したときには、その人のいろいろな社会的身分等から、通常なら寄付と言えないものを越えて必要以上によけいなものを出したという場合は、それは寄付とみなされざるを得ない。

しかし、たとえばこういう例もあるかと思っております。一つの集まり行事等で参会者の身分等に応じて、この程度の人は何千円、この程度の人は一万円といったかっこうで、特別に余分の会費を取ることがございます。そういう場合は、それじゃ低い人に比べてよけいに出しておる分は、オーバーした分は寄付かというようなことにもなるかと思っております。そういう場合は、全体としてその会の行事というものをその会費全体で賄うといったようなことで、たまたまそういうランクをつけたというふうなことで、ある場合は、特に寄付としては考えられないという場合もあるかと思っております。いろいろな事例に応じて、これは判断すべきものだと思っております。

○小泉委員 そうしますと、忘年会とか新年会の案内状をもらう場合、公職——市会議員も県会議員も国会議員もそうすけれども、会費幾らとか書いてないですよ。そうすると、手ぶらで行くと、あいつ気のきかないやつだというのがいまままでの常識ですね。公職にある者はやはり幾らか御祝儀なりを包んでいなければならぬ。忘年会とか新年会とか、敬老会でも運動会でも、いろいろな行事に招待の案内をもらっても会費が全然書いてない。その場合に、御祝儀袋に祝儀等を入れて持っていくのも寄付になるのですか。

○土屋政府委員 いろいろ形態によって違うと思っております。公職にございまして、忘年会とかいってやうなときに、招待を受けて行って飲み食いするわけでございます。通常それに対応するものとして出すものは、実質的なものと考えるものも多いためでございます。それを一々寄付であるといつてごめ立てをするということには必要はないだろうという気がするわけでございます。いろいろな例によつて、またそのやり方によつて変わつてまいりますので、一々全部ここで申し上げるわけにもまいりませんが、実態に応じて判断せざるを得ないというふうに考えております。

○小泉委員 もう時間が参りましたから終わりにしたいと思っておりますが、この法案に書いてないのですねけれども、余りにも禁止禁止、あれもしてはいけない、これもしてはいけないとなると、やはり自由な国民の精神というか、出したい、あの人に出来たらいいな、そういう素朴な観念までも封じ込めてしまふ。現在、戸別訪問も禁止されております。ところが、選挙はよく足であるというところが言われる。ということは、いろいろ足で訪問して回つて人を説得して入れてもらふ。この戸別訪問がいま禁止されておられますけれども、戸別訪問というのには余り金がかからないですね。ピラミタに大量につくつて、金がないとできないというわけじゃない。そうすると、少しでも、あの人に当選してもらいたい、出してもらいたいと考える人ならば、自由に訪ねていったり頼みに行く、こういう戸別訪問を許すような方向を考えてもいいと思つてはすけれども、これはどういふふうに考えていますか。

○土屋政府委員 ただいまお話のございましたように、何でもかんでも禁止禁止ということが多いことは、これは決していいことではないと思つておすし、おのずから自主的に、公明に、明るく選挙が行われるということは、これは必要なことだと私も考えておるわけでございます。

そこで、戸別訪問の自由化についてのお尋ねがあったわけでございますが、これも賛否両論がいろいろございまして、過去の選挙制度審議会においてもいろいろ議論されたわけでございまして、御承知のように、第五次の審議会のときには、一定の範囲内での戸別訪問を認めるべきであるという答申まで出ておるわけでございます。その後、最近の第七次選挙制度審議会においても、いろいろと議論をされたわけでございますが、その中には、原則として自由化するべきであるという意見が多かつたけれども、買収の機会を与えるということ、大量動員のために著しく金がかかる、あるいは一般国民に迷惑をかけるおそれがあるといったような理由で、禁止すべきであるという意見も述べ

べられたというところでございますが、全般的には戸別訪問というものが本来有効な選挙運動の手段であるということ、実際問題として禁止をしても実効ある取り締まりをすることはきわめて困難であるということ等の理由から、戸別訪問の禁止は原則として撤廃するといつたような意見の方が強かつたようでございます。

ただ、その際にも、自由化しても一応、訪問人員、訪問時間、訪問場所、退去義務等について、必要な規制を設けるほか、戸別訪問する者の総数を制限するといつたようなことにはしてはどうかという意見の方が強かつたように聞いておるわけでございまして、全般的に見れば自由化すべきであるという意見もかなりあるということでございます。

ただ、現在までは、選挙の公正とかいろいろな意味合いもございまして、禁止をされておるわけでございまして、将来、政党本位の選挙制度なり何なり、そういう検討をされる中で、選挙運動そのものをどういふ形のものに持つていくか、選挙運動のあり方全体の中で戸別訪問もどうするかというのを十分検討すべきであると思つておるわけでございまして、結論が出ておるわけではございませんが、今後の検討事項であらうというふうに考えております。

○小泉委員 今回のこの両法案、ともに行き過ぎから来ていると思つておる。過ぎたるは及ばざるがごとしと言いますけれども、私は思うに、過ぎたるは及ばないよりも悪いと思つておる。過ぎたるも、すべて行き過ぎから、今回何とか政治に対する信頼を回復しようというところで両法案の提出を見た。いろいろ問題点はありませんけれども、やはり法律がすべてではない、法律も限界があるわけです。社会的道徳観あるいは倫理観、あるいは国民の政治に対する教育という啓蒙活動、これにもまたなければならぬわけですから、いろいろ問題はありますけれども、やはり行き過ぎを是正しないと、選挙全体、政治全体に対する不信がますます広がつてくる。

政治不信についてだれも得するわけじゃないと思ふのです。自民党も、政治不信があれば何も得になるわけではない、損をする。社会党も、その他の野党も、政治不信で喜ぶ政党はいないと思ふのです。まあ強いて言えば、政治不信を喜んでいるのは、独裁者とか現行の議会政治を否定する勢力というのは、政治不信があればいいかもしれませんけれども、だれだつてこの政治不信を何としても少しでも取らなければいけないという、そういうことから来ている。

今回の両法案、ともに節度を保とうというのが、この精神の骨子だと私は思います。そういうものから考えれば、百点満点とはいかなくても、現行よりも数歩前進したものである。でありますから、この両法案の成立に政府も確固たる、不退転の決意を持って通過させよう、積極的な努力を期待して、質問を終わりたいと思います。

○小澤委員長 本日は、これにて散会いたします。

午後零時九分散会

公職選挙法改正に関する調査特別委員会議録第三号中正誤

ページ 段 行 誤 正
二 四 一 六 資金金 資本金

